



## 北海道胆振東部地震に伴う 「緊急短期資金保証制度」の取扱いを開始いたしました

この度9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

北央信用組合は、この度の震災で被害を受けられた皆さまに対しまして、北海道信用保証協会独自の保証制度「緊急短期資金保証制度」の取扱いをしております。

当組合は地域に根ざした金融機関として、直接又は間接の被害により経営に影響を受けている被災事業者の皆さまの早期復旧に向け、金融面からの復旧支援を全力で行って参りますので、何なりとご相談ください。

### 「緊急短期資金保証制度」の主な概要

名 称	緊急短期資金保証制度
お 取 扱 期 間	平成 31 年 3 月 29 日（金）保証承諾分まで
ご利用いただける方	北海道胆振東部地震により、直接的、間接的に被害を受け、事業継続に支障を来されている中小企業・小規模事業者の方
対 象 資 金	事業継続に必要とする短期的な運転資金
ご 融 資 限 度 額	直近決算（確定申告）平均月商の1ヶ月以内とし、他行を含め1事業者1口限りとなります。 尚、決算期が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応が可能です。
ご 融 資 形 態	手形貸付
ご 融 資 期 間	12ヶ月以内
ご 返 済 方 法	一括返済 但し、貸付期限到来時に一括返済が困難な場合については、証書貸付にて借換えすることも可能です。
信 用 保 証	北海道信用保証協会

※詳細につきましては、お取引店又は最寄りの店舗へお問い合わせください。

※審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますのでご了承願います。